

I - (1) 留学生用宿舎を退去する方が行う手続き

目安の時期	✓	手続きの内容	手続き先	説明
退去の2週間前までに	<input type="checkbox"/>	退去届の提出（メール）	国際課	・所定の様式に必要事項を入力して提出してください。
	<input type="checkbox"/>	寄宿料の支払い	銀行、郵便局、 経理・調達課出納担当 のいずれか	・振込用紙を持参してください。 ・学生の寄宿料は、月の途中で退去する場合も1ヶ月分発生します。一度納付した寄宿料は、還付（返すこと）はしません。（学則第68条）
退去の1週間前	<input type="checkbox"/>	ガス契約の解約	東部ガス株式会社 (TEL: 018-832-6595)	・ガスは、居住者本人と東部ガス（株）との直接契約です。 ・東部ガスへ電話し、使用中止希望日を知らせてください。（土日祝日も対応可）
部屋の点検までに	<input type="checkbox"/>	部屋の清掃	なし (居住者が対応)	・部屋を入居したときの状態（部屋に何も無い状態）に戻してください。 ・風呂、トイレ、机、椅子、冷蔵庫などをきれいに掃除してください。 ・もし部屋が極端に汚れていたり、破損があったりした場合、国際課で清掃・修理の依頼をし、その代金を請求します。 ・ゴミは指定の日時・場所に捨てる必要があるため、計画的に進めてください。
退去の前々日か前日 (平日の午前9時～12時)	<input type="checkbox"/>	部屋の点検（立ち合いが必要）	国際課	・管理人が部屋を訪問し、点検を行います。所要時間は10分程度です。 ・点検当日は、居住者本人が部屋にいる必要があります。 ・点検後に、管理人が「電気・水道・運営費」の最終支払い分の金額を伝えます。
退去の前日か当日	<input type="checkbox"/>	電気・水道・運営費の支払い	国際課	・部屋の点検後に管理人から伝えられた金額を国際課窓口で支払ってください。 ・おつりが要らないように、丁度の現金を用意してから国際課を訪問してください。
退去の前日か当日 (ガスを止める日)	<input type="checkbox"/>	ガスの閉栓作業（立ち合いが必要） ガス料金の支払い	東部ガス株式会社	・東部ガス（株）の職員が部屋を訪問し、ガスメーターの栓を閉めます。所要時間は10分程度です。この作業のあとはガスを使うことができません。 ・作業当日は、居住者本人が部屋にいる必要があります。 ・作業後に、東部ガス（株）の職員がガス料金の最終支払い分の金額を伝えるので、その場で現金で支払ってください。
退去当日	<input type="checkbox"/>	鍵の返却	国際課	・国際課窓口を持参するか、寮にある国際課のポストに入れることができます。

I - (2) 留学生用宿舎を退去し、帰国する場合は、I - (1) に加えて以下の手続きも必要です。

目安の時期	✓	手続きの内容	手続き先	説明
帰国日の1か月～2週間前 を目安に	<input type="checkbox"/>	転出届の提出	秋田市役所市民課	・帰国日が確定してから手続きを行ってください。国民健康保険と国民年金の脱退日は、転出日と同じ日に設定されます。 ・精算があるため、駅東サービスセンターでは手続きができません。本庁舎で手続きをしてください。 ・持ち物：パスポート、在留カード、国民健康保険証、マイナンバーカード（持っている場合） ・手続きのあと、健康保険証返却用の封筒を受け取ります。帰国日に使いますので保管しておいてください。
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険の脱退	秋田市市役所 市民課または国保年金課	
	<input type="checkbox"/>	国民年金の脱退	秋田市役所国保年金課	
帰国の前までに	<input type="checkbox"/>	(該当者のみ) 銀行口座の解約	銀行の窓口	・奨学金を受給している場合は、必ず最後の振り込みが完了したことを確認してから手続きを行ってください。公共料金等を口座自動引き落としにより支払っている場合は、必ず料金の精算が済んだことを確認してから手続きを行ってください。 ・持ち物：通帳、銀行カード、在留カード、印鑑（口座を開設したときに印鑑を使った場合）
	<input type="checkbox"/>	(該当者のみ) 携帯電話やSIMカードの解約	契約している会社	
帰国日	<input type="checkbox"/>	国民健康保険証の返却	郵便ポストへ投函 (日本を離れる空港等)	・市役所で受け取った返却用封筒を使って、国民健康保険証を市役所へ返却します。日本を離れる飛行機に搭乗する前に、郵便ポストへ投函してください。 ・万が一返却するのを忘れてしまっても、問題はありません。
	<input type="checkbox"/>	在留カードの返却	日本を離れる空港	

I - (3) 留学生用宿舎を退去し、アパート等へ引っ越す場合は、I - (1) に加えて以下の手続きも必要です。

目安の時期	✓	手続きの内容	手続き先	説明
アパート入居を希望する 約1～2か月前	<input type="checkbox"/>	アパートの賃貸契約	大学生協または 民間の不動産会社	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生協や民間の不動産会社で物件を探すことができます。 ・契約の際に、敷金・礼金等合計で2～3カ月分の家賃相当額が必要となる場合があります。
アパート入居開始日までに	<input type="checkbox"/>	(該当者のみ) 留学生住宅総合補償(保険)への 加入	国際課	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田大学では、一定の条件の下で留学生のアパート賃貸契約の連帯保証人を引き受けています。連帯保証人を頼める人がおらず、以下申請条件のすべてに当てはまる場合は、秋田大学に連帯保証人を申請することができます。 《申請条件》 ①秋田大学に学生として在籍している者 ②「留学」の在留資格を有すること ③「留学生住宅総合補償(保険)」に加入すること 《申請方法》 ①アパートの契約書を国際課へ持参し、申請する。 ②国際課からの指示に従い、「留学生住宅総合補償(保険)」の保険料をコンビニエンスストアで支払う。
転居の1週間前	<input type="checkbox"/>	郵便物の転送設定	郵便局の窓口または ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・旧住所あての郵便物等が新住所に転送されます。転送期間は、届出日から1年間です。
転居から14日以内	<input type="checkbox"/>	住所変更手続き	秋田市役所または 駅東サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カードの裏面に新しい住所が印字されます。 ・持ち物：国民健康保険証、在留カード 《秋田市内で引越をする場合》秋田市役所に「転居届」を提出する。 《秋田市外に引越をする場合》秋田市役所に「転入届」、転居先の市区町村の役所に「転入届」を提出する。
転居後	<input type="checkbox"/>	銀行口座の住所変更	銀行の窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物：通帳、銀行カード、在留カード、印鑑(口座を開設したときに印鑑を使った場合)
	<input type="checkbox"/>	新しい住所の通知	自分の学部/研究科の学 務担当	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物：在留カード